

## 第 28 号答申

### 第 1 審査会の結論

- 1 長野県公安委員会に対して申立てのあった次の 3 件について同会が協議した記録等
  - (1) 教習所のテキストに関する申立てについて
  - (2) 更新時講習に交付を受けた資料等に関する申立てについて
  - (3) 苦情に関する申立てについて
- 2 前記 3 件の申立てに関する調査等の記録及び報告書

(以下「本件公文書」という。)については、次に掲げる各部分を除き、公開すべきである。

苦情等申出者及び申出人の住所、氏名、生年月日、年齢、性別、職業、  
職歴

起案者欄の電話番号

決裁欄の警部補(相当職を含む。)以下の者の印影

対応等の経過欄の警部補(相当職を含む。)以下の者の氏名

申出人からの申立て状況

苦情に関する申立ての部分

### 第 2 異議申立ての経過

- 1 異議申立人は、平成 14 年 9 月 18 日付けで本件公文書の公開請求を長野県情報公開条例(平成 12 年長野県条例第 37 号。以下「条例」という。)に基づいて行った。
- 2 長野県公安委員会(以下「実施機関」という。)は、この請求に対し、平成 14 年 10 月 11 日付けで一部公開決定を行った。
- 3 異議申立人は、この決定に対し、平成 14 年 11 月 7 日付けで本件公文書の公開を求める旨の異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が意見書及び意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

#### 1 苦情申出制度

苦情申出制度は、公安委員会が申出のあった苦情に対して、これを誠実に処理し、その結果を文書により通知する制度である。

異議申立人は、苦情を誠実に処理しているかどうかを知る権利に基づき公開請求をしたものであるが、実施機関は原則非公開で県民に対して説明する責務を全く果たしておらず、公開制度をないがしろにするものである。

#### 2 条例第7条第2号関係

本件公文書は、異議申立人本人の情報であり、個人の権利利益を何ら侵害するものではなく、公開請求した対象文書であるかを確認するためにも必要であり、非公開情報には当たらない。

また、実施機関が「日頃申出者本人があらゆる場面において持論を展開していることなどから」として、本件公文書を公開することによって、特定の個人が識別されるところじつけて非公開としたことは不当である。

#### 3 条例第7条第6号関係

申立ての内容は、実施機関の事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものではなく、条例第7条第6号の非公開情報には当たらない。

### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が理由説明書及び意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

#### 1 苦情申出制度

- ( 1 ) 本申出制度の対象となるのは、警察職員の職務執行に関する苦情であり、警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより、何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服又は警察職員の不適切な職務の態様に対する不平不満とされている。
- ( 2 ) 警察の適正な職務執行を担保するため、苦情を直接公安委員会が受け付け、誠実に処理して国民の期待に応えようとして設けた制度が、その内容を公にすることにより、本来なされるべき苦情の申出がなされなくなるなど、苦情申出が潜在化し、苦情の実態及び適正な事実関係の把握等が困難になることは否定できず、公安委員会が法律等の規定に基づいて行う苦情処理に係る事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

## 2 条例第7条第2号関係

- ( 1 ) 苦情等申出者及び申出人の住所、氏名、生年月日、年齢、性別、職歴、起案者欄の電話番号、決裁欄の警部補（相当職を含む。）以下の者の印影及び対応等の経過欄の警部補（相当職を含む。）以下の者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
- ( 2 ) 申出人からの苦情申出の内容、事実調査結果等の情報は、日頃申出人本人があらゆる場面において持論を展開していることなどから、これらを公開することによって、特定の個人が識別されること、また、条例第7条第2号ただし書きに規定されているいずれの場合にも該当しないことから非公開とした。

## 3 条例第7条第6号関係

申出人からの苦情申出の内容、事実調査結果等の情報は、これらを公開することによって、申出人のプライバシーを尊重し、秘密は守るという信頼関係に基づいて運用されている苦情申出制度に対する県民の信頼が損なわれ、県民の自由な発言が期待できなくなるなど、苦情申出制度の目的達成にとって著しい支障を及ぼすおそれがある情報のため条例第7条第6号に該当することから非公開とした。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、審査に当たり、条例の目的に従い、公文書の公開を求める権利が十分尊重されるように配慮するとともに、異議申立人及び実施機関双方に対して文書及び口頭による主張の機会を与え、公正な審査に努めた。

### 1 異議申立人の申立て内容について

異議申立人は、実施機関に対し、教習所のテキスト、更新時講習に交付を受けた資料等及び苦情について申立てを行っているが、まず第一に、苦情申出制度の内容とその取扱いについて検討する。

警察法（昭和29年法律第162号）第78条の2第1項は、「都道府県警察の職員の職務について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。」と規定されており、長野県公安委員会の苦情処理に関する規程（平成13年長野県公安委員会規程第5号）により、公安委員会あての文書による苦情の処理手続を定めている。

「苦情」は、警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより、何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服又は警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満と定義されている。

本件申立てのうち、苦情に関する申立ての部分については、警察職員の執務の態様に対する不満等を個別具体的に示すものであることから本苦情申出制度に基づく苦情と認められる。

他方、教習所のテキスト及び更新時講習に交付を受けた資料等に関する申立ての部分は、異議申立人に直接関わる警察職員の執務の態様に対する不満を個別具体的に示すものではなく、実質的には実施機関に対する意見・要望といった内容と認められる。

このため、苦情と意見・要望を分けて次のとおり判断する。

#### （1） 苦情に関する申立てについて

ア 条例第7条第6号該当性について

条例は第7条第6号で「県又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」は、非公開情報としている。

公安委員会への苦情申出制度は、申出者のプライバシーを尊重し、秘密を守るという信頼関係に依拠して運用されており、その制度の趣旨、運用に鑑みれば、公安委員会が苦情申出制度に基づく苦情の内容を公開した場合、今後、苦情申出者との信頼関係を損なうとともに、苦情の申出をちゅうちょするなど苦情申出が潜在化するおそれがあり、苦情の実態及び適正な事実関係の把握が困難になることは、実施機関の主張のとおり否定しがたいところと判断する。

したがって、苦情申出制度に基づく苦情に関する申立ての内容が記載されている部分には、具体的な苦情内容、事実関係及び調査結果等が記載されており、これを公開すると、警察法第78条の2の規定に基づいて行う苦情申出の処理に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第6号に該当するものと判断する。

イ 条例第7条第2号該当性について

(ア) 条例は第7条第2号で「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。)」は、非公開情報としている。

(イ) 苦情に関する申立ての部分については、その内容から苦情申出制度に基づく苦情と認められるところ、本件公文書には苦情申出の受理から処理に至る経過が記録され、その内容は、苦情申出者の個別具体的な実体験に基づく個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できると判断されるものである。

(2) 教習所のテキスト及び更新時講習に交付を受けた資料等に関する申立てについて

ア 条例第7条第6号該当性について

教習所のテキスト及び更新時講習に交付を受けた資料等に関する申立てについての内容は、実施機関に対する一般的な意見・要望とその処理経過等と認められるものであり、苦情申出制度に基づく苦情とは異なり、これを公開することにより、事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとは言えず、当該部分は条例第7条第6号には該当しないものと判断する。

#### イ 条例第7条第2号該当性について

教習所のテキスト及び更新時講習に交付を受けた資料等に関する申立てについての内容は、実施機関に対する一般的な意見・要望と認められるところ、実施機関は、「日頃申出人本人があらゆる場面において持論を展開していることなどから、特定の個人が識別される。」と主張するが、利害関係を持たない一般の人から見て特定の個人を容易に識別できるかどうかという観点からすると、特定の個人を識別することができるとする判断は採用できない。

したがって、教習所のテキスト及び更新時講習に交付を受けた資料等に関する申立ての内容が記載されている部分は、条例第7条第2号で規定されている「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるもの」とまでは認められない。

### 2 本件公文書において非公開とする個人情報について

本件公文書には、苦情等申出者及び申出人の住所、氏名、生年月日、年齢、性別、職歴、起案者欄の電話番号、決裁欄の警部補（相当職を含む。）以下の者の印影及び対応等の経過欄の警部補（相当職を含む。）以下の者の氏名が記載されており、これらは特定の個人が識別される情報であり条例第7条第2号に該当し非公開とすべきものと判断する。

### 3 申出人からの申立て状況を非公開とすることについて

申出人からの申立て状況については、苦情と意見・要望とが混在する形で時系列に整理され、「申出人の申出年月日、申出内容、警察側の対応年月日、対応内容」が詳細に記載されているものである。

これらの情報は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるも

のであり条例第7条第2号に該当し非公開とすべきものと判断する。

#### 4 異議申立人の本人情報を非公開とすることについて

異議申立人は、「本件公文書の内容は、異議申立人本人の情報であり、個人の権利利益を何ら侵害するものではなく、非公開情報には当たらない。」と主張する。

しかし、条例における公開請求権は、何人に対しても等しく認める権利であり、公開請求者が誰であるか、又は公開請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事由によって、当該公文書の公開決定等の判断に影響を及ぼすものではない。

よって、個人の情報で特定の個人を識別できるものについては、条例第7条第2号により非公開とすべきものであり、異議申立人の主張は採用できない。

#### 5 本件についての判断

前記1から4までの理由により別紙「本件公文書の公開・非公開の判断内容」に示すとおり判断し、冒頭第1の結論に達したものである。

#### 第6 附帯意見

異議申立人は、実施機関は原則非公開であり、県民に対する説明責任を果たしておらず、また、実施機関あての申立てが適切に処理されていないのではないかとの疑念から、本件公文書の公開を求めたものと当審査会は受けとめた。

公安委員会は、申立てに関する処理手続をより透明化するとともに、適切・公平に処理している実態を可能な限り明らかにすることが一層県民の信頼に応えるものと当審査会は考えるので、公安委員会制度に期待されているこれらの要請を踏まえた対処をされるよう希望する。

#### 第7 審査経過

平成14年12月25日 諮問

平成15年 1月17日 審査会において諮問内容説明

3月25日 実施機関から提出された理由説明書及び異議申立

人から提出された意見書説明

- 5月26日 審議、実施機関からの意見聴取
  - 6月18日 審議
  - 7月25日 審議、異議申立人からの意見聴取
  - 8月20日 審議
  - 9月22日 審議
- 調査審議終結